

令和8年度 京田辺市公営企業会計システム構築業務委託 仕様書

1. 委託名称

令和8年度 京田辺市公営企業会計システム構築業務委託

2. 目的

現在本市で使用している公営企業会計システムは、水道事業会計のシステムと、公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計のシステムで別システムを使用している。そのため、法制度改正等に伴うシステム改修が重複して発生し、維持管理コストが増大している。また、操作体系が異なることで、人事異動等に伴う職員のシステム操作習熟に時間を要する。

今後、上下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、安定した事業運営を継続するためには、さらなる経営基盤の強化が不可欠である。特に将来的な水道広域化を見据えた連携推進が求められる中で、データの標準化を図ることが必要となっている。

以上のことから本業務は、会計システムの統合により上下水道一体での事務の効率化と運用コストの低減を実現するとともに、データの標準化を通じて広域連携にも対応可能なシステムを構築することを目的とする。

3. 概要

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

予算関係システムの仮稼働予定日：令和8年12月1日

※令和9年度当初予算は仮稼働期間中に本市で入力予定

※仮稼働は水道標準プラットフォーム上で行うこと

システム本稼働の予定日：令和9年4月1日

(2) 履行場所

京田辺市上下水道部事務所

(3) 基本的事項

- ① 本業務は、水道情報活用システムを活用した公営企業会計システム（以下「会計システム」という。）の構築業務であり、水道情報活用システムによる導入を前提とするため、一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会（以下「標準仕様研究会」）によって最新版として管理・公開されている水道情報活用システム標準仕様書

(以下、「標準仕様書」)に基づき提供されている水道標準プラットフォームを利用したシステム構築に加え、現行システムからのデータ移行、システム構築に付随する関連業務、およびシステム稼働後の保守業務を含むものである。また、水道標準プラットフォームは標準仕様書に準拠していることを前提とするため、プラットフォームは標準仕様研究会によって公開されている「PF運営事業者」から選定をすること。
(https://www.j-wpf.jp/committee/Member_list/)

- ② 受注者は、水道標準プラットフォームに関する事項について、水道標準プラットフォームを提供する事業者(以下「プラットフォーム」という。)と連携し実施しなければならない。
- ③ 受注者は、システムの機能が十分に発揮できるように本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたっては、本市と緊密に連携し、必要な協議を適宜行うものとする。
- ④ 受注者は、業務の実施にあたり、本市の条例、規則、関連する各種法令等を遵守しなければならない。
- ⑤ 受注者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、本市が提出を求めた場合は、すみやかに提出しなければならない。なお、提出書類については、以下を想定しているが、本市と協議の上、決定するものとする。
 - ア. 議事録
 - イ. 本業務において、設置・接続した機器の概要書
- ⑥ 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施する上で当然必要な業務等は良識のある判断に基づいて行わなければならない。

(4) 令和6年度の業務実績

<水道事業会計> 現行ベンダー：(株)ぎょうせい

支出命令書件数	1,616件
振替伝票件数 ※1	241件
予算科目件数(6階層)	2,715件
勘定科目件数(6階層)	2,672件
納入通知書発行件数 ※2	613件
固定資産データ件数	1,185件
債権者登録データ件数	1,678件
企業債データ件数 ※2	2件
システム概要	クラウド型、庁内ネットワーク回線(LGWAN)で使用
システム利用者数	11人

<公共下水道事業会計> 現行バンダー：(株)フューチャーイン

支出命令書件数	814件
振替伝票件数 ※1	104件
予算科目件数（5階層） ※3	3,170件
勘定科目件数（5階層） ※3	2,578件
納入通知書発行件数	414件
固定資産データ件数 ※3	858件
債権者登録データ件数	170件
企業債データ件数	261件
システム概要	クラウド型、庁内ネットワーク回線（LGWAN）で使用
システム利用者数	6人

<農業集落排水事業会計> 現行バンダー：(株)フューチャーイン

支出命令書件数	346件
振替伝票件数 ※1	45件
予算科目件数（5階層）	3,170件
勘定科目件数（5階層）	2,578件
納入通知書発行件数	38件
固定資産データ件数	323件
債権者登録データ件数	170件
企業債データ件数	55件
システム概要	クラウド型、庁内ネットワーク回線（LGWAN）で使用
システム利用者数	6人

※1 未払金に係る伝票以外であり、現金以外の取引に係る伝票を全て含む。

※2 現在はエクセル等で発行・管理を行っているため、システムからの出力なし

※3 令和8年度より、し尿処理事業が公営企業化したことに伴い、予算科目72件増、勘定科目100件増、固定資産243件増となっている。

(5) 契約方法

最優先交渉権者と企画提案書等を基に事前協議を行い、提案上限価格の範囲内で本業務委託契約を締結する。

- ① 最優先交渉権者との事前協議において合意に至らなかった場合は、次点の交渉権者と協議の上、契約予定者を選定する。
- ② 契約範囲については、受注者契約範囲とプラットフォーム契約範囲を想定しており、以下の内容での契約を前提とする。

ア. 受注者契約範囲

システム構築業務（水道標準プラットフォームの利用料を含む）、アプリケーション提供業務、システム保守業務等の月額費用および、水道標準プラットフォームから提供されるプラットフォーム基本サービス（受注者利用環境）、IT基盤提供サービス、ネットワークサービス（受注者使用回線）。

※契約期間

○初期費用にかかる契約（構築業務）

契約締結日 から 令和9年3月31日 まで

○月額費用にかかる契約（保守業務）

令和9年4月1日 から 令和14年3月31日 まで

イ. プラットフォーマー契約範囲

水道標準プラットフォームから提供されるプラットフォーム基本サービス（本市使用基本サービス）、データ流通・蓄積サービスおよびネットワークサービス（本市使用回線）並びにこれらの月額利用費用に関すること。

※契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

- ③ 調達にかかる費用は、以下のとおりとする。

ア. 初期費用

- a. ソフトウェア・ミドルウェア費用
- b. アプリケーション費用
- c. 水道標準プラットフォーム初期費用※本市が構築期間中に利用する費用を含む
- d. 現行システムからのデータ移行費用
- e. システム構築費用
- f. カスタマイズ費用（システム機能要件回答書（様式第7号）に記載の内容を搭載すること。）
- g. その他、受注者にて必要な費用がある場合は含めること

イ. 月額費用

- a. ソフトウェア・ミドルウェア保守費用
- b. アプリケーション利用料
- c. アプリケーション保守費用
- d. 水道標準プラットフォーム利用料
- e. その他、受注者にて必要な費用がある場合は含めること

(6) 水道標準プラットフォームが提供するサービス内容について

① プラットフォーム基本サービスとは

事業者向け機能として、アプリケーションアクセス、問い合わせ対応、システムリソース維持・確認、連絡体制表管理、ファイル共有、ファイル送信、掲示板、通信暗号化、ユーザ管理サービス、アプリケーション管理サービス等を提供するサービスである。

② データ流通・蓄積サービスとは

標準インターフェイス、データ蓄積サービス、ファイル蓄積サービス等を提供するサービスである。

③ IT基盤提供サービスとは

仮想サーバ、サーバディスク、商用OS、商用パッケージ、サーバイメージバックアップ、ウイルス対策ソフトウェア、サーバ監視サービス等を提供するサービスである。

④ ネットワークサービスとは

固定回線、モバイル回線、事業者指定ネットワーク受け入れサービス等を提供するサービスである。

(7) 業務従事者等

- ① 受注者は、本事業と同規模以上のプロジェクトを管理した経験を持つ人員をプロジェクト責任者として配置すること。また、本業務を計画どおりに遂行するために必要な人員配置を行うこと。
- ② プロジェクト発足以降に人員を変更する場合は、本市の了承を得るとともに、変更後の人員が前任者と同等以上の能力・経験を有することを担保とすること。

4. 業務の内容

(1) ハードウェアの仕様

① 基本構成

各機器の仕様については、以下の要求仕様を満たした上で、信頼性・安全性・拡張性等を十分確保できる構成を提案すること。

機器名	要求仕様
サーバ	(1) プラットフォーマーが提供するIT基盤提供サービスを活用した構成であること。 (2) 自動バックアップ機能を有すること。 (3) データは最低10年間保存できる容量を有すること。 (4) 運用期間中の業務機能追加や処理負担の増大およびデータ量の追加が発生した場合に、サーバスペックの増強などの対応が行えること。 (5) バックアップについては受注者の負担とし、水道標準プラットフォーム上で構築すること。 (6) その他、受注者が必要とするもの。

② サーバ性能

ア. 業務規模

システム利用者数および端末台数は以下のとおりである。本目安を確保するべきユーザ数とするが、水道標準プラットフォームのポータルIDについては、利用者に応じて月単位で上限を設定できることとする。

項目		規模
最大システム利用者数		60ユーザ
各機能の同時接続最大システム利用者数	予算関係	30ユーザ
	会計執行関係・固定資産関係	20ユーザ
	決算関係・決算統計関係	10ユーザ
	企業債関係	10ユーザ
	電子決裁関係	60ユーザ
最大端末台数		60台

イ. データ保存期間

データの保存期間は本稼働後、原則10年間とし、10年を超えたデータについての保存方法については、別途協議すること。

ウ. 拡張性

本システムは、ハードウェアの仕様で示した業務規模の取扱いができること。また、ソフトウェア、ハードウェアともに拡張性を持たせて、業務量が増加した場合においても、導入したソフトウェアに大幅な改修をすることなく対応できること。

(2) ソフトウェアの仕様

① 基本事項

受注者は、水道標準プラットフォーム内に公営企業会計システムを構築してアプリケーションから機能を提供し、かつ、水道標準プラットフォーム各種サービス・機能を活用して構築・運用・保守すること。

② システムに対する要求事項

ア. ブラウザについては、Microsoft Edge や Google Chrome、Safari などの汎用ブラウザで動作する WEB 方式のシステムを導入すること。なお、システム利用に必要なソフトがある場合には、受注者が手配すること。また、本稼働後の障害発生リスクを防ぐため、提案時点において稼働実績のあるブラウザを採用し、システム導入することとする。

イ. 円滑なサポートと問題が生じた場合の速やかな対応のため、パッケージは提案業者が直接開発したものであること。

ウ. 本業務で提案するシステムは、地方税ポータルシステム (eLTAX) に対応したシステムとすること。

エ. 要求するシステム機能は別紙「システム機能要件回答書 (様式第 7 号)」によること。各機能についてパッケージ対応できない場合はカスタマイズまたは代替案にて対応すること。その場合、カスタマイズ費用および代替案の内容等をシステム機能要件回答書 (様式第 7 号) の備考欄に記載すること。なお、それぞれの評価区分の概要については、以下のとおりとする。また、「★」については重点項目とし、評価時に重点項目とそれ以外で分けて採点するものとする。

評価区分	内容	備考
A	標準機能として対応可能	システム導入までにパッケージの標準機能として組み込まれ、本システム稼働時に標準機能として仕様できる見込みがあるものは「A」としてもよい。この場合、その旨を備考欄に明記すること。
B	パッケージの追加機能で対応可能	パッケージの標準機能としては提供していないが、パッケージのオプション機能として提供可能、もしくは、他自治体で類似機能を構築・導入した実績があるものを指す。この場合、備考欄に概要を明記し、費用が発生する場合は費用も記入すること。

C	カスタマイズで対応可能	パッケージの標準機能ではないが、カスタマイズを行うことで提供が可能になるものを指す。「カスタマイズ費用」欄に費用を記入すること。
D	代替案で対応可能	代替案・運用で対応可能であるものは備考欄に実現する手法を明記すること。この場合、事務局で本市運用において対応不可能であると判断したものは、項目の評価区分を「E」（対応不可）とすることがある。
E	対応不可	

③ ソフトウェア

- ア. データベース、ミドルウェアは稼働実績が十分あるものとし、安定稼働が図れるものであること。

④ 水道標準プラットフォームに関する各種手続き

受注者は、本市が水道標準プラットフォームを利用開始するために必要な下記の手続きについて、プラットフォーマーと連携し実施すること。

ア. 水道標準プラットフォーム利用申請

水道標準プラットフォームの利用開始にあたり、利用申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

イ. アプリケーションサーバ構築

水道標準プラットフォームのIT基盤提供サービスを利用するにあたり、環境構築申請書に必要な情報を記入し、水道標準プラットフォームから払い出されるサーバをもとに環境構築を実施すること。

ウ. アプリケーション情報登録申請

水道標準プラットフォーム上に構築するアプリケーション情報を水道標準プラットフォームに登録するために、アプリケーション登録申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

エ. 初期情報設定

水道標準プラットフォーム上に構築するアプリケーションURLを水道標準プラットフォームに登録するために、初期情報設定シートに必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

オ. 動作監視設定

水道標準プラットフォーム等においてアプリケーションの状態を監視するために、水道標準プラットフォーム上でアプリケーションを構築するにあたり、事前にプラットフォーマーと動作監視の内容について協議し決定することとし、決定

した内容については、動作監視設定シートに必要な情報として記入すること。また、水道標準プラットフォームでの表示内容やメールでの通知内容、通知先、障害対応時のフローについて検討すること。

(3) 情報セキュリティ

① アプリケーションに関して受注者が確保するもの

ア. 認証

- a. 本システムへのログインは、ユーザ毎に付与するユーザ ID/パスワード等の認証機能により実現すること。
- b. パスワードについては強制的に仮パスワードから本パスワードへの変更、定期的な変更機能を有すること。

イ. 機密性

- a. ユーザに応じてアクセス権限を設定することで、利用可能な情報・機能を制限できること。
- b. ログインや操作記録等、アクセスログを個人単位で取得できること。
- c. システム管理者は、現在使用している端末もしくはユーザ ID をリアルタイムで把握できること。
- d. 外部からの不正アクセス、コンピュータウィルス等への適切なセキュリティ対策を講じること。

② 水道標準プラットフォームに関してプラットフォーマーが確保するもの

ア. 認証

- a. 本システムへのログインは、ユーザ毎に付与するユーザ ID/パスワード等の認証機能により実現すること。

イ. 機密性

- a. ユーザに応じてアクセス権限を設定することで、利用可能な情報・機能を制限できること。
- b. アクセスログを個人単位で取得できること。オペレーションの階層等は問わない。
- c. 外部からの不正アクセス、コンピュータウィルス等への適切なセキュリティ対策を講じること。

ウ. 可用性

- a. 可用性確保のために、一部のハードウェアが故障しても、縮退運転や冗長化

が可能なハードウェア構成とすること。

(4) ネットワーク

- ① 受注者はプラットフォーマーが定めるメニューから必要な指定回線（閉域網）を選択して提案すること。
- ② 接続回線の引き込みは本市の指定する接続拠点とする。受注者は、クライアント端末やプリンタ等のネットワークに関する設定については、本市の指示に従うこと。また本システムは他の業務端末と併用する予定であるため、プラットフォーマーが提示する「プライベートネットワーク接続サービス（シングル）」の費用を含めること。なお、上記の方法での接続が困難と判断される場合には、本市およびプラットフォーマーと協議のうえ別の方法での接続検討を行うこと。またシステムを構成する機器のネットワークに関する設定については、本市の指示に従うこととし、既存ネットワーク機器以外でシステム運用に必要なものがある場合は提案し、本市の合意を得て受注者負担で調達すること。

回線障害発生時の切り分けについては、以下の通りとする。

障害発生箇所	本市	プラットフォーマー
水道標準プラットフォーム内のネットワーク障害		○
閉域網の障害		○
本市拠点のターミナルルーター障害	△(※1)	○
本市拠点のネットワーク障害	○	

※1 ハードウェア障害の場合、故障箇所切り分けまでを本市にて行うものとする。

(5) システム構築

- ① 受注者は、システム構築、データ移行に関する各種議事録を作成し、協議後2週間以内に提出すること。
- ② 構築作業は他の自治体において豊富な構築経験があり、本業務に精通した者により行われること。
- ③ 現行システム事業者との調整事項が生じた場合は、本市を介して対応すること。

(6) データ移行

- ① 現行システムからのデータの取得にあたっては、業務委託契約の締結後に現行の公営企業会計システムの運用に係る事業者並びに本市及び受注者で協議の上、データの移行を行うものとする。
- ② 移行の対象となるデータ及び現行の公営企業会計システムの運用に係る事業者は、次に掲げるとおりとする。(データ件数等については令和6年度実績を参照すること)

<水道事業会計>

○移行対象となるデータ：科目、債権者、固定資産、企業債

○現行の企業会計システムの開発・運用に係る事業者：(株)ぎょうせい

※企業債データについては、システムからの抽出ではなくエクセルで管理しているデータを本市から提供します。

<公共下水道事業会計>

○移行対象となるデータ：科目、債権者、固定資産、企業債

○現行の企業会計システムの開発・運用に係る事業者：(株)フューチャーイン

<農業集落排水事業会計>

○移行対象となるデータ：科目、債権者、固定資産、企業債

○現行の企業会計システムの開発・運用に係る事業者：(株)フューチャーイン

- ③ 受注者は、現行システムへのデータ移行について、データ移行の確認作業や確認方法を含め、データ移行の漏れや変換誤り等の検証および新システムでの動作検証を実施すること。
- ④ 現行システムからのデータ抽出作業は既存ベンダーが行うこととし、その費用は本市が別途負担するため、データ抽出に係る経費は本プロポーザルの見積書に含めないこと。なお、データ変換や取り込みなど移行に関する費用は見積書に含めること。
- ⑤ 原則として、抽出した現行システムのデータは全て新システムに移行するものとする。ただし、本市が不要と認めたものについてはこの限りではない。
- ⑥ 現行システムデータの提供回数は、データ分析用、テスト用、本番用の計3回を予定しているが、詳細は協議で決定する。なお、協議については本市を經由して行うものとする。
- ⑦ 移行データ形式はCSV形式(文字コードはシフトJIS、項目区切り文字は「,」、数字項目以外は「"」で囲む)とする。

- ⑧ 移行データについては、実行時点の全レコード抽出となり、前回実行データとの差分抽出の提供は行わない。

(7) 研修

受注者はシステム導入時に導入支援（操作説明）を行うこととし、具体的な実施スケジュールについては、業務を行うタイミングや本市が希望する時期を踏まえ、別途協議して決定するものとする。なお、保守運用期間に移行した後も、本市職員等からシステム運用・操作に関する問い合わせがあった場合には随時対応するものとする。

(8) 保守内容

① システムの保守期間

受注者が行うシステムの保守期間は、システムの本稼動から60カ月とする。

なお、保守期間満了後、本市から保守期間延長の申し出があった場合は、誠意を持って対応すること。

② 保守・運用体制

ア. 保守の時間帯は、原則として平日9時00分から17時15分までとする。ただし、前述以外の時間帯であっても緊急を要する場合には対応すること。

イ. 保守対応は、午前中に発生した障害については即日対応・即日復旧とし、午後発生した障害については即日対応・即日または翌営業日復旧を基本とする。

ウ. システム稼働開始直後および年度更新時期は、問い合わせ件数が増加することが見込まれるため、十分な体制を整備すること。

エ. 受注者は、システム稼働開始前に、保守責任者、連絡先等を明記した保守体制図を提出すること。なお、円滑なサポートの提供および障害発生時の迅速な対応を実現するため、受注者は製造・販売・保守が一体となった体制を構築し、システムの導入から保守サービスまでを同一の事業者が一貫して提供できる体制とすること。（保守業務の第三者への再委託は不可とする。）

オ. 本市からの問い合わせに対し迅速な対応を行うため、ヘルプデスク等の専門窓口を設置すること。

③ 保守業務

ア. 基本事項

a. 受注者は故障発生時、速やかに障害の切り分けを行い、水道標準プラットフォーム側の不具合の対応については、プラットフォームと連携して対応すること。

b. 受注者は、保守を適切に実施できる体制を構築し、水道標準プラットフォーム

ーム上で保守体制連絡表を登録設定すること。また、連絡体制表の担当者、連絡先が変更になった場合は速やかに変更を行うこと。

- c. 障害発生時の対応は、即日復旧を原則とすること。ただし、本市と受注者にて協議の上、後日対応とした場合はこの限りではない。

イ. 水道標準プラットフォーム上での保守

- a. 受注者は、原則として24時間365日（最小限の計画停止、定期保守、水道標準プラットフォームに起因する停止を除く）のサービス提供を行うこと。また、水道標準プラットフォームの問合せ機能は有人対応の場合は平日9時から17時まで、メールおよび掲示板を利用する場合は24時間365日受付可能なこと。（ただし、障害対応の一時窓口は受注者にて実施し、障害の切り分けを行うものとする。）
- b. 受注者は、水道標準プラットフォームの機能を活用し、システムの異常時には速やかに本市に通知すること。
- c. 受注者は、システムダウンまたは機能制限を生じる計画停止、定期保守を行う場合は、事前に通知すること。
- d. 受注者は、システムが常に正常に機能するよう保守管理を実施すること。
- e. 水道標準プラットフォーム利用における受注者およびプラットフォームの運用・保守責任範囲は、以下の通りとする。

ウ. 受注者の運用・保守責任範囲について

水道標準プラットフォームのIT基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲については、水道標準プラットフォーム内の事業者テナント、バンダーテナントの利用に関わらず、水道標準プラットフォームのIT基盤提供サービスで提供されるOS・ミドルウェア・アプリケーションを受注者の運用・保守責任範囲とする。

エ. プラットフォーマーの運用・保守責任範囲について

水道標準プラットフォームのプラットフォーム基本サービスにおける運用・保守責任範囲について、水道標準プラットフォーム上で提供されるハードウェア、仮想化基盤、仮想サーバ（OS）、ミドルウェアまでをプラットフォームの運用・保守責任範囲とする。

水道標準プラットフォームのIT基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲について、水道標準プラットフォーム上で提供されるハードウェア、仮想化基盤までをプラットフォームの運用・保守責任範囲とする。

水道標準プラットフォームの運用・保守責任の詳細については、プラットフォームのHP等に公開されているサービス利用約款および、以下サービス仕様書によ

るものとする。

<サービス仕様書>

- 水道標準プラットフォームサービス共通仕様書
- 水道標準プラットフォーム基本サービス仕様書
- 水道標準プラットフォームIT基盤提供サービス仕様書
- 水道標準プラットフォーム閉域網サービス仕様書

オ. ソフトウェア保守

- a. 受注者は、システム不具合への対応をすること。
- b. 受注者は、機器の故障によるシステムデータ破損等、本市では対応できない場合のシステムデータの復旧を行うこと。
- c. 受注者は、その他法令等の改正への対応をすること。ただし、システムへの影響範囲に応じて有償/無償の判断は別途協議により行う。
- d. 受注者は、システムに関するソフトウェアのメーカーから、修正プログラムが公開された場合は、必要性および影響を調査し、本市へ報告すること。また、修正プログラムの適用は、本市と協議した上で行うこと。

(9) 水道標準プラットフォームへのデータ蓄積

水道標準プラットフォームへのデータ蓄積は標準仕様書に記載の「独自インターフェイス方式」で行うこと。なお、業務委託契約の期間が終了し、次期システムへのデータの移行を行う際の独自インターフェイスによるデータの出力等の対応は、本契約の終了時に無償で行うこと。(データ移行(抽出等)に係る費用は、全て本構築費用へ含めるものとする。)また、水道標準プラットフォーム内のマスタにデータ登録を行い、本市に誠意を持って協力すること。

(10) 成果品

- ① 公営企業会計システム 一式
- ② システム操作マニュアル 一式
- ③ 作業工程表 一式
- ④ 打ち合わせ議事録 一式
- ⑤ 作業報告書 一式

5. 報告書等の作成

受注者は以下の書類を速やかに提出し、担当課の承認を得なければならない。

提出時期	書類	注意事項
契約締結後5日以内	事業計画書	業務の具体的内容、人員配置等の概要を記載し工程表を添付したもの。基本計画書を変更する場合は、速やかに提出し承認を得ること。
	着手届	
事業終了後	業務完了報告書 (業務実績報告書)	経費内訳や詳細資料を添付すること
適宜提出	議事録	打ち合わせ後5日以内に提出
	管理報告書	月1回、進捗状況報告

6. その他

(1) 本業務の実施にあたり、準拠すべき法令等は以下のとおりとする。

- ア. 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- イ. 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- ウ. 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）
- エ. 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達（昭和27年9月9日付け自己発第245号）
- オ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- カ. 地方財政法（昭和23年法律第109号）
- キ. 消費税法（昭和63年法律第108号）
- ク. 水道法（昭和32年法律第177号）
- ケ. 簡易水道事業に係る操出基準及び同運用通知
- コ. 下水道法（昭和33年法律第79号）
- サ. 下水道事業に係る操出基準及び同運用通知
- シ. 下水道事業における企業会計導入の手引き（以降対応版）（公益社団法人日本下水道協会）
- ス. 地方公営企業法の適用に関するマニュアル（総務省自治財政局公営企業課公営企業経営室準公営企業室）
- セ. 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針
- ソ. 公営企業の経理の手引き
- タ. 地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）（平成24年10月19日付け総財公第99号総務省自治財政局公営企業課長通知）

- チ. 本市が制定を予定している会計規程等
 - ツ. その他の関係法令、規程、規則等
- (2) 受注者は本業務の実施にあたり、監督職員と綿密な連絡、協議及び調整を行うとともに、業務実施にあたり疑義が生じたときは、監督職員の指示を受けるものとする。なお、当初打ち合わせ・業務計画打ち合わせ時、業務完了時及び重要な打ち合わせ時には、プロジェクト責任者が出席すること。また、業務中に行った協議や打ち合わせ記録は常に記録簿を作成し、協議後5日以内に提出しなければならない。
- (3) 第三者への業務の一括再委託又は請け負わせることはできないものとする。
ただし、受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に本市に対して所定の書面により申請しなければならない。
- (4) 受注者は本業務に関する事項及び業務上知り得た行政情報の一切について、これを外部に漏洩してはならない。
個人情報保護に関する法律その他関連する法令及び京田辺市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、委託を受けた個人情報等の秘密保護を図り、善良なる管理者の注意をもって管理し、外部への漏洩、滅失、毀損等を防止しなければならない。契約期間が満了した後も同様とする。
- (5) 本業務により得られた成果品については本市に帰属するものとする。
- (6) 受注者は、十分な注意を払って本業務を遂行することとし、受注者の責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途、協議するものとする。